

**錦町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画**

令和8年2月

錦町教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状	1
2	目標	2
3	計画の期間	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	5

Ⅰ 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、錦町で働く教職員の勤務状況を改善し、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を定め、教育職員の業務量・健康確保の適切な管理を行うために策定するものである。

錦町総合計画にも掲げる本町の将来像「人の和を大切にし 老いても安心して暮らせる町 若人に夢と希望が持てる町」の実現に向け、教職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念できる環境整備が教育支援政策として求められる。

また、本計画が目指す働き方改革は、単に労働時間を削減することに留まらず、限られた時間の中で最大の成果を出すことを教職員に意識付けすることで、本来担うべき指導業務に注力できる時間を創出することにある。

教育委員会として、本計画を学校と連携して推進し、保護者や地域の理解と協力を得ながら教職員のウェルビーイングを確保し、錦町の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現するよう努める。

(2) 錦町の現状

錦町では、教育職員の時間外在校等時間を年間 360 時間以内、月 45 時間以内を目指して超過勤務時間の削減に取り組んできた。

これまでの取組として、校務支援システムを導入し勤務時間管理の徹底を図った。本町における時間外在校等時間の状況は以下のとおりである。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 33.3 時間	24.1%	0.7%
中学校	月 42.9 時間	46.1%	4.4%

時間外在校等時間について、月 45 時間を上回る教育職員の割合が中学校で 46.1% と非常に多い状況である。主な理由として最も多かったのが部活動の指導等で、次いで、教材研究及び校務分掌であった。今後、部活動の地域移行（展開）を進めるとともに、外部指導者等のより一層の活用によって改善を図りたい。

こうした状況を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1ヵ月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・1年間における1ヵ月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

※()は令和7年1月時点の数値

- ・年間の年次有給休暇の取得日数を10日以上にする(R6達成率65%)
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる(8.8%)
- ・ストレスチェックにおける健康リスクの値を70以下とする(74.7)

3 計画の期間

令和8年度～令和10年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

○登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する

○放課後から夜間における校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わない。
- ・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

○学校徴収金の徴収・管理

学校徴収金業務の標準化や集金業務の一元化ができるシステムの導入を検討していく。

○地域学校協働活動の関係者間の連絡調整

地域学校協働活動の実施状況に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となって連絡調整を行うが、当該地域学校協働活動推進員等と学校間に

において、教頭に責任や負担が集中しないよう教職員間の適切な役割分担を行う。

- 保護者等の過剰な苦情や不当な要求等、学校では対応困難な事案への対応
保護者に対して、相談窓口の周知を図るとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

②教師以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計等への回答

校務支援システムの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

- ICT機器やネットワーク設備の日常的な保守・管理

教育委員会と連携を図りながら、情報担当職員及びICT支援員が中心となって行いつつ、保守点検の委託先業者の活用により安定したネットワーク環境を維持する。

- 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

学校プールの管理については、近隣校との共同使用や民間事業者等への委託を検討する。また、体育館の地域開放の管理業務については、事務手続き等の電子化を推進する。

- 校舎の開錠・施錠

機械警備やデジタル技術で当該業務の効率化を図る設備の導入、職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。

- 児童生徒の休み時間における安全への配慮

休み時間の時間帯に応じた安全点検等の必要措置を予め行ったうえで、学級担任等の特定の職員のみで対応することのないよう配慮する。

- 部活動

令和8年度から令和10年度の間、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現していく。平日の部活動については、協議会において体制を整備していく。

③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- 授業準備、学習評価や成績処理

授業準備や採点作業等を補助する学習支援員・スクールサポートスタッフを配置し活用する。また、ICT等の活用により、授業準備、成績処理や集計作業等の事務負担を軽減する。

○学校行事の準備・運営

学校行事の精選に取組み、当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直しを勧め、また、行事や会議の開催方法等の見直しも勧めることで学校の負担軽減を図る。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加目標を100%とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を全校に設置する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1ヵ月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する体制づくりを進める。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・50人未満の学校であってもストレスチェックの実施率を毎年100%にし、実施後の集団分析の結果等を利用して職場環境の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を、各学校及び教育委員会内に設置する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対し取得を促進する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、各学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年少なくとも1回は町のHPで公表するとともに、定例教育委員会や総合教育会議において報告する。
- 学校での児童生徒等の支援にあたる医療・福祉に関する人材の確保について、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、校務支援システムや教育委員会で実施しているストレスチェックの結果から把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題がみられるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。